

	2016年 3月14日 第729号	JR東海労新幹線関西地方本部 http://www.geocities.jp/jrcu_s_kansai/ 発行責任者 小林 國博 編集責任者 島津 力
---	-------------------------	---

健康診断が勤務時間に！ 間違いなくJR東海労の取り組みの成果です！

『JR東海ユニオンの成果???』

2月29日、これまで、社員が各自の時間で受診していた健康診断に対して、JR東海労が改善を申し入れてきた問題について「特殊健康診断及び医学適性検査は、定期健康診断と兼ねるか兼ねないかで勤務の取り扱いが異なり、複雑であったことから、平成28年度以降については取り扱いを統一することとし、定期健康診断と兼ねて受検した場合についても勤務として扱うこととする。」と会社から東海労本部をはじめ各組合へ回答がありました。

この問題は、昨年12月15日にJR総連が主催した各省庁への要請行動が開催され、各単組がそれぞれ抱える課題を訴えました。当日はたしろかおる参議院議員も協力しJR東海労としては、国土交通省に対しては「新幹線の火災事故対策、新幹線の津波対策、リニア中央新幹線建設について」、厚生労働省に対しては「要員不足による年休失効や強制的休日出勤について、高齢者雇用制度について」について職場の切実な問題を訴えてきました。

その中で、行政通達（昭47.9.18基発第602号）でも出ていましたが、厚生労働省から「特殊健康診断は勤務扱いである。・・従業員が特殊健康診断を受診した時間を労働時間としなければならない、その時間は超過勤務扱いであり賃金を支払わなければならない」との見解が出されました。

今回の成果は、あきらめず、流されずにJR総連の仲間や、たしろ参議院議員と共に取り組んだ要請行動での間違いのない結果であります。

JR東海ユニオンは、この問題に対して「ぎょうむそくほうNO.1173」で「従前から基本協約改定交渉の労使協議を通じて・・検査時間をすべて勤務時間とすることを会社に対して求めてきた」と報じました。しかし、昨年6回団体交渉の中で組合として会社に主張したのは、『定期健康診断の「事前予約制」導入を評価。健康診断の受診機会の改善を図ること。「勤務免除の際」には職場基準とすること』ではなかったのでしょうか。そして、会社への申し入れも「健康管理のさらなる推進を図ること」としか表していません。

ユニオンとして会社に対して、具体的に求めてきた内容が何もでていません。いかにも自分たちが会社と交渉した成果であると主張するには、少し無理があるのではないのでしょうか？ 真実を訴えず組合員を騙すことは労働組合としてやってはいけないことです。